



Building a better
working world

2019年4月
税務アドバイザリーサービス

タックスアップデート

2019年11月のタックスアップデートの概要は以下のとおりです。

- ▶ 一般的な税法違反についてホーチミン税務局からのアラート
- ▶ 2018年における経済特区での個人所得税減税額の決定

一般的な税法違反に関するホーチミン税務局からのアラート

ホーチミン税務当局はいくつかの一般的な税法違反の例を下記の様に取り上げました。

関係会社間取引がある企業の場合

- ▶ 市場価格より高い価格により、原料・機械設備・技術移転等の仕入価格を設定する
- ▶ 市場価格より低い価格にり、物品またはサービスの販売価格を設定する
- ▶ 申告をしたにも関わらず、実際には行っていない各種サービスの提供
- ▶ 実際にサービスの提供がされたかどうかが明確ではなく、証拠書類も存在しない、グループ会社間での立替払いや親会社から子会社に割り当てられた費用の支払い
- ▶ 金額に対してその合理性を証明できないトレードマーク、ロイヤリティ、トレーニング・研修費用の支払い
- ▶ 関連会社に対する支払利息が一般の商業銀行が設定する利率より高い。また、赤字または優遇税制を受けている関連会社に対して無利息でローンを提供する
- ▶ 税率の低い国や、タックスヘイブンに位置している会社との取引

また、この勧告にも言及されているように、ホーチミン税務当局は以下の関連取引があるグループ会社に対する税務監査・税務調査を継続的に強化していく予定です。

- ▶ 複数年にわたり継続的な損失、債務超過を計上する中で事業を継続しており、拡張投資を行っていたり、収益が増加傾向にある会社
- ▶ 優遇税制の適用期間中は売上を多く計上していた一方で、優遇税制期間の終了後から売上が徐々に減少する会社
- ▶ 同地域かつ同業他社の平均の利益よりも継続して利益が低い会社

そして、関連会社間取引の価格決定に関する問題についてはリスク管理及びリスク減少のため、納税者が移転価格の文書化と申告を行う際、関連取引の価格決定についての規定の遵守状況を確認する必要があります。十分な証明文書を積極的に作成・保管するため、グループ内で価格ポリシーと関連するリスクを評価する必要があります。

E 建設業及び不動産業を営む会社の場合

租税回避又は延税のため、タイミング法を使用する行為

- ▶ 不動産会社：契約で合意したマイルストーンに従って支払いを受け取る際に、適時にインボイスの発行、VATの申告、CITの予定納税等を行わない
- ▶ 建設会社：仕入VATの金額を大きくして納税金額を少なくする目的で、売上が発生した時点で適時にインボイスを発行しない、またはインボイスの発行を遅らせる
- ▶ 建設会社：投資家が税法規定に従わない仕入税額控除が行える様に、前払金額を受け取ったタイミングで請求書を発行する
- ▶ 不動産の完成・引渡をしたにも関わらず適時にインボイスを発行せず、プロジェクトの全体が終了するまで発行を遅らせる、又は支払がまだ完了していないという理由で発行を遅らせる

租税回避又は延税のため、交換法を使用する行為

- ▶ 法人税（課税所得の20%）の納税金額を少なくするため、会社が個人に対して不動産を市場価格より低い金額で譲渡し、その後その個人が市場価格と同じ金額で転売する（個人所得税は不動産販売金額の2%）

租税回避又は延税のため、利益移転法を使用する行為

- ▶ 法人税の標準税率が適用されている会社から優遇税制を受けている会社もしくは赤字会社に対して利益を移転する
- ▶ 借入契約で利息を設定しており、借手がその借入金額を固定資産の購入に充て、支払利息金額を固定資産の取得原価に算入している場合であっても、貸手側は受けとった利息の全額を年度内に申告する必要がある。そのため、税負担が大きくなる事を避けるため、無利息で借入契約を締結する

税詐欺行為

- ▶ 違法なインボイスを発行してサブコントラクターを含む下請業者、請負業者、およびプロジェクト企業からのコストとVATの控除金額を引き上げる
- ▶ 不正な損金算入費用の計上につながる様な不正な会計処理を行う

F コマーシャル業の会社の場合

- ▶ 売上を申告しない、また過少に申告する行為を発見するため、税務機関は以下の方法を適用します。

- ▶ 販売ウェブサイトを介して、購入の支払いを受け取る銀行アカウントを検出し、納税すべき売上金額の確認を進める。
- ▶ 売り手の代行をしてお金を集める運送会社に対して精査、検査、検証を行う。
- ▶ 国境を越えたサービスを提供する会社に対して、輸出サービスとして申告されたものの中からベトナムで消費されたサービスが無いかを精査・検出する。
- ▶ ソフトウェアの生産活動を行う会社は法人税標準税率の代わりに 10% 優遇税を受けられるため、ソフトウェア生産活動を行う会社を装って実際には広告サービス、データ入力サービス、データ処理サービスを行っている会社がないかを確認する。
- ▶ このような勧告は、税務当局の検査と審査を許可する決意を表しているため、企業は適切なコンプライアンスを遵守する必要があります。

2018 年度経済区での PIT の減税の決定に関する、2019 年 4 月 8 日付の税務総局よりの公文書第 1285/TCT-DNNCN 号 (以下は “CV”)

- ▶ 政令第 82/2018/NĐ-CP 号により、2018 年 7 月 10 日以降に経済区で働き給与・賃金を受け取る個人に対しては、所得税 50% 減税の優遇税を適用できなくなります。
- ▶ 最近、税務総局は、公文書 1285 を公布し、次のように 2018 年の PIT を決算する際、上記の個人に対して PIT の減税額を決定する方法を詳細的にガイダンスしました。

$$\text{PIT の減税} = \frac{\text{年間に支払われる PIT 合計} \times \frac{2018 \text{ 年 } 1 \text{ 月 } 1 \text{ 日} \sim 2018 \text{ 年 } 7 \text{ 月 } 9 \text{ 日までの経済区での課税所得}}{\text{年間の課税所得合計}} \times 50\%$$

そのうち:

- ▶ 年間に支払われる PIT 合計とは個人所得税法の規定に従って、その年度に発生する賃金と給与から発生する課税所得より確定されます。
- ▶ 年間の課税所得合計とは経済区・国境経済区内、または経済区・国境経済区外 (ある場合) での賃金・給与から課税される所得です。

Contact

Please contact the below EY professionals from EY Consulting Vietnam Limited for more information on this update or the Tax & Advisory Services:

Ha Noi Office

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	Partner
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	Partner
Huyen Nguyen huyen.thi.nguyen@vn.ey.com	Partner
Nhung Nguyen nhung.hong.nguyen@vn.ey.com	Associate Partner

Japanese Business Services

Junichi Harada junichi.harada@vn.ey.com	Director
---	----------

Korean Business Services

Kyung Hoon Han kyung.hoon.han@vn.ey.com	Manager
---	---------

Ho Chi Minh Office

Robert King robert.m.king@vn.ey.com	Partner
Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com	Partner
Phat Tan Nguyen phat.tan.nguyen@vn.ey.com	Partner
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	Partner
Anh Kim Ngo anh.kim.ngo@vn.ey.com	Partner

Japanese Business Services

Takahisa Onose takahisa.onose@vn.ey.com	Partner
---	---------

Korean Business Services

Cheon Ju Lee cheon.ju.lee@vn.ey.com	Director
---	----------

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2019 EY Consulting Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com